

## 教師資格研修・得度受式研修の人数制限等について

令和5年(2023年)4月16日

真宗木辺派 宗務長 高田信良

令和5年7月以後実施の「教師資格」、「得度受式」の研修につきまして、「研修内容を充実化」と「感染症予防」に鑑み、真宗木辺派として人数と受式要件を以下の通りで実施致します。

1. 受式人数を教師10名限度、得度10名限度、且つ教師・得度合計で14名限度と人数を制限して実施致します。
  - (1) 申込受付は、締切日前で受式願書一式の到着順とします。電話での申込予約等は一切受け付けません。(問い合わせ等は電話でも可能です)
  - (2) 受式者は原則として南館宿泊とし、持病等の事情で南館宿泊ができない者は、他の宿泊施設利用を認めます。この場合、教師・得度の合算限度人数については、「14名限度」の限りではありません。
  - (3) 南館が改修・その他の事由(感染症流行拡大時を含みます)により使用できない、あるいは一部利用できない場合は、他の宿泊施設(自宅等も含みます)を利用して頂き、費用の一部を補助(実費限度)するものとします。  
(令和5年8月迄宗務所改築のため南館が使用できませんので、令和5年7月実施分はこの項目に該当します。)
  
2. 新型コロナウイルス感染症流行時(「政府指針」等を鑑み「宗派方針」を発していますのでご参照ください。)の受式申請要件は以下の通りです。
  - (1) 「新しい生活様式」を実践し、自己の感染予防に取り組み、体調を整えた上で申請して下さい。(※「新しい生活様式」については厚生労働省HP参照)
  - (2) 受式2週間前より朝夕の体温測定を行い、健康状態について宗務所作成の「健康チェックシート」に記録し、受式当日に提出して下さい。
  - (3) 次の①～④に該当する場合には、受式を控え延期として下さい。
    - ①前日までに、或いは当日に37.5度以上の発熱や軽い風邪の症状(のどの痛み、咳、発熱)があった場合。
    - ②新型コロナウイルス感染症が確定された方との濃厚接触10日以内の場合。
    - ③同居家族や身近な人に感染が疑われる、又は感染が確定している方がいる場合。
    - ④過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに該当在住者との濃厚接触がある場合。

以上